

事務連絡
令和4年2月22日

全国老人保健施設協会 }
全国老人保健施設協会会員施設 } 御中

消防庁予防課

避難器具に関する調査へのご協力について（依頼）

平素から消防行政の推進に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者福祉施設では、火災時の避難の際に自力避難が困難で誰かの介助を必要とする人（以下「自力避難困難者」という。）が利用している場合が多いことから、施設関係者が避難誘導等を適切に行うことができるよう、当該施設の構造や利用者の特性に応じた避難方法を考えておくことが重要です。

また、消防庁では、これまで、自力避難困難者が利用する施設のうち、避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないものにおいて、夜間等に火災が発生した際に、利用者等に比べて少ない職員等で当該利用者等の安全確保を図るために、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所への水平避難による実践的な訓練方法についても、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」（平成30年3月30日付消防予第258号。参考資料3のリーフレット参照）により示し、推奨を行ってきたところです。ただし、水平避難により一時的な避難を行った後も、消防隊が到着するまでの間、階段を用いて屋外に避難させるほか、火災の煙や火炎により階段での避難ができない等の場合には、最終手段として滑り台や救助袋等の避難器具を用いて屋外に避難させる必要があります。

しかしながら、入居者の状態や設置される避難器具の種類によっては、避難器具での避難が困難となる場合もあるものと想定されることから、消防庁では、自力避難困難者が利用する施設の避難において、各施設の関係者が適切な避難について計画し、訓練等を実施することで、火災時の適切な避難に繋がるよう、避難器具等に関する必要な検討を行っていくことといたしました。

つきましては、本検討を進める上で参考とするため、別添資料のとおり、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、アンケート調査に関しましては、株式会社 NTT データ経営研究所へ委託を行っており、本アンケート調査に関するご質問に関しましては、別添資料

に記載のご連絡先へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

御多忙の折、大変恐縮ではございますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

消防庁予防課設備係

担当：羽田野、山本

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533